

フォワーディング（輸出入業務）



危険物輸送に係る主な国内規則

法令	分類
毒物劇物取締法	毒物、劇物、特定毒物
消防法	第1類 酸化性固体 第2類 可燃性固体 第3類 自然発火性物質及び禁水生物質 第4類 引火性液体 第5類 自己反応性物質 第6類 酸化性液体
高圧ガス保安法	可燃性ガス、毒性ガス、支燃性ガス、不燃性ガス、特殊高圧ガス

毒物及び劇物取締法

この法律は毒劇及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

- 「毒物」とは、別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 「劇物」とは、別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 「特定毒物」とは、毒物であって、別表第三に掲げるものをいう。

※輸入通関時には、輸入業登録票が必要

消防法

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

危険物 指定数量

第1類	第1種酸化性固体	50KG
	第2種酸化性固体	300KG
	第3種酸化性固体	1,000KG
第2類	硫化リン	100KG
	赤リン	100KG
	硫黄	100KG
	第1種可燃性固体	100KG
	鉄粉	500KG
	第2種可燃性固体	500KG
	引火性固体	1,000KG
第3類	カリウム	10KG
	ナトリウム	10KG
	アルキルアルミニウム	10KG
	アルキルリチウム	10KG
	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10KG
	黄リン	20KG
	第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50KG
	第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300KG

第4類	特殊引火物	50L
	第1石油類（非水溶性液体）	200L
	第1石油類（水溶性液体）	400L
	アルコール類	400L
	第2石油類（非水溶性液体）	1,000L
	第2石油類（水溶性液体）	2,000L
	第3石油類（非水溶性液体）	2,000L
	第3石油類（水溶性液体）	4,000L
	第4石油類	6,000L
	動植物油類	10,000L
第5類	第1種自己反応性物質	10KG
	第2種自己反応性物質	100KG
第6類		300KG

消防法 危険物 第4類 引火性液体（区分）

特殊引火物	発火点100℃以下のもの、又は引火点-20℃以下で沸点40℃以下のもの
第一石油類	引火点21℃未満
アルコール類	炭素原子の数が1～3個までの飽和1価アルコール(変性アルコールを含む)
第二石油類	引火点21℃～70℃未満
第三石油類	引火点70℃～200℃未満
第四石油類	引火点200℃～250℃未満
動植物油類	動物の脂肉等又は植物の種子、もしくは果肉から抽出したもの

高圧ガス保安法

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制する。

温度35度において

- 1Mpa（メガパスカル）以上の圧縮ガス（例外）アセチレンガス
- 0.2Mpa以上の液化ガス

※輸入時は、都道府県による容器検査が必要

お問い合わせ

株式会社 日陸 フォワーディング営業部（受付時間 平日9:00～18:00）

海上貨物チーム 【TEL】 03-5281-8151 【FAX】 03-5281-1857

航空貨物チーム 【TEL】 03-5281-8155 【FAX】 03-5281-1857

■ メールでのお問い合わせ

メールアドレス：webmaster@nrsgroup.co.jp

■ 日陸オフィシャルサイトのご案内

サイト URL：<http://www.nrsgroup.co.jp/index.html>